

船舶所有人防護及補償保險之研究

第一章 緒論.....	1
第一節 研究動機與目的.....	1
第一項 研究動機.....	1
第二項 研究目的.....	2
第二節 研究範圍與內容.....	3
第一項 研究範圍.....	3
第二項 研究內容.....	5
第三節 研究方法.....	6
第二章 船舶所有人防護及補償保險之意義、功能與歷史沿革.....	7
第一節 防護及補償保險之意義.....	7
第二節 防護及補償保險之功能.....	10
第一項 保險功能.....	10
第二項 服務功能.....	10
第一款 就地處理海難事故之服務.....	10
第二款 處理索賠與訴訟案件之服務.....	11
第三款 保釋之服務.....	11
第四款 提供防損資訊之服務.....	12
第五款 提供保險證明之服務.....	12
第三節 防護及補償保險之歷史沿革.....	13
第一項 相互保險概念之發展.....	13
第一款 古代之結盟.....	13
第二款 中世紀之相互保險.....	14
第二項 船體協會之發展與衰退.....	15
第一款 十八世紀英國海上保險市場之缺點.....	15
第二款 船體協會之早期發展.....	17
第三款 船體協會之擴張.....	18
第四款 船體協會之衰退.....	19
第三項 防護及補償協會之產生.....	20
第一款 十九世紀船舶所有人責任增加.....	20
第一目 船體保險僅承保四分之三碰撞責任.....	20
第二目 1845 年船舶所有人責任限制法.....	21
第三目 1846 年致命事故法.....	21
第四目 1847 年海港船塢及碼頭條款法.....	21
第五目 1880 年雇主責任法.....	22
第二款 船體協會演變為防護協會.....	22
第三款 防護協會演變為防護及補償協會.....	22

第三章 船舶所有人防護及補償協會之法律架構.....	25
第一節 防護及補償協會之法律人格.....	25
第一項 十八及十九世紀之相互保險協會.....	25
第一款 1720 年泡沫法實施期間.....	26
第二款 1862 年公司法實施期間.....	27
第二項 現代之防護及補償協會.....	29
第一款 1985 年公司法之保證有限公司.....	29
第二款 1906 年海上保險法第 85 條規定.....	30
第二節 防護及補償協會之組成.....	31
第一項 協會章程.....	31
第一款 章程之內容.....	31
第二款 章程之拘束力.....	31
第二項 會員大會.....	32
第一款 會員大會之權限.....	32
第二款 表決權數之計算.....	33
第三項 董事會.....	33
第一款 董事之資格.....	33
第二款 表決權數之計算.....	34
第三款 董事會之職權.....	34
第三節 防護及補償協會之經理人與聯絡人.....	36
第一項 經理人.....	36
第一款 經理人之型態.....	36
第二款 經理人之職權.....	37
第三款 經理人之管理架構.....	37
第二項 聯絡人.....	38
第一款 聯絡人之服務.....	38
第二款 聯絡人之職責.....	39
第三款 聯絡人之利益衝突聲明義務.....	40
第四章 船舶所有人防護及補償保險契約之成立與效力.....	41
第一節 防護及補償保險契約之成立.....	41
第一項 防護及補償保險契約之當事人.....	41
第二項 防護及補償保險契約之標的.....	42
第一款 保險標的.....	43
第二款 保險事故.....	44
第三款 保險期間.....	44
第一目 保險期間與保險責任期間之區別.....	44
第二目 保險期間之起迄日期.....	45
第三目 定時保險單.....	46

第四款 保險金額.....	47
第五款 會費.....	48
第一目 會費之用途與性質.....	48
第二目 會費之費率與種類.....	49
第三項 防護及補償保險契約之意思表示合致.....	52
第一款 船舶所有人之要約.....	52
第二款 防護及補償協會之承諾.....	53
第一目 船舶入會檢驗.....	54
第二目 協會經理人同意入會.....	54
第三目 入會證書之性質.....	55
第四項 防護及補償保險契約之特別成立要件.....	56
第一款 保險單之簽發非契約成立要件.....	57
第二款 會費之交付非契約成立要件.....	58
第五項 防護及補償保險契約之生效要件.....	59
第一款 保險利益之定義.....	60
第二款 保險利益應存在之時點.....	60
第六項 防護及補償保險契約之組成內容.....	61
第二節 對防護及補償協會之效力.....	63
第一項 協會之補償義務.....	63
第二項 協會之代位權.....	64
第一款 保險代位之法理基礎.....	64
第二款 代位權之要件.....	66
第三款 代位權之妨礙.....	67
第三項 會費返還義務.....	68
第三節 對船舶所有人之效力.....	70
第一項 據實告知義務.....	70
第一款 協會規則之規定.....	70
第二款 英國海上保險法之規定.....	71
第二項 遵守允諾擔保之義務.....	73
第一款 會費繳納義務.....	75
第二款 船級與船況維持義務.....	77
第一目 入級船級協會.....	77
第二目 維持船舶船級.....	78
第三目 遵守船籍國法令.....	78
第四目 接受船舶管理評估與船況檢驗.....	79
第五目 維持船舶船況.....	79
第三款 保險事故發生之通知義務.....	79
第四款 損害防阻義務.....	81

第五款 請求補償前應先行賠付.....	82
第六款 未經同意不得和解或承認責任.....	83
第五章 船舶所有人防護及補償保險之承保範圍.....	85
第一節 防護及補償保險之承保條件.....	86
第一項 須關於會員對入會船舶之利益.....	86
第二項 須入會期間內發生之保險事故所引起.....	87
第三項 須與入會船舶之營運有關.....	88
第二節 關於人員之責任.....	89
第一項 對船員之責任.....	89
第一款 船員傷病死亡之責任.....	89
第一目 負擔醫療、住院及給養費用責任.....	90
第二目 給付薪資責任.....	91
第三目 補償或損害賠償責任.....	92
第四目 支付喪葬費用責任.....	92
第二款 船舶失事之船員失業賠償責任.....	92
第三款 船員財物毀損滅失之責任.....	93
第四款 安排替代人員之費用.....	93
第五款 遣返與偏航費用.....	95
第一目 遣返費用.....	95
第二目 偏航費用.....	96
第六款 承保船員責任之限制.....	96
第二項 對旅客之責任.....	97
第一款 旅客傷病死亡之責任.....	98
第二款 旅客行李毀損滅失之責任.....	99
第三款 旅客遭遇意外事故之責任.....	99
第四款 承保旅客責任之限制.....	100
第三項 對其他人員之責任.....	100
第一款 對額外人員之責任.....	100
第二款 對非額外人員之責任.....	101
第四項 人命救助之費用與報酬.....	102
第一款 人命救助之費用.....	102
第二款 人命救助之報酬.....	103
第三節 關於貨物之責任.....	106
第一項 貨物毀損滅失及短少之責任.....	106
第二項 貨物遲到之責任.....	107
第三項 處理貨物之額外費用.....	108
第四項 貨物連續運送之責任.....	109
第五項 補償契約之責任.....	111

第六項 承保貨物責任之限制.....	111
第一款 因偏航所生之貨物責任.....	112
第二款 訂立較海牙威士比規則不利之運送契約.....	113
第三款 關於貨物裝載及卸載之責任.....	116
第四款 關於載貨證券之責任.....	117
第一目 無單放貨之責任.....	117
第二目 簽發日期倒填或遲填載貨證券之責任.....	119
第三目 載貨證券記載不實事項之責任.....	119
第四目 從值載貨證券之責任.....	121
第五款 貴重或稀有貨物之責任.....	122
第六款 隔離或冷凍貨物之責任.....	122
第七款 甲板運送之責任.....	123
第四節 關於船舶碰撞之責任.....	125
第一項 船舶碰撞責任之背景.....	125
第一款 船舶碰撞之定義.....	125
第二款 船舶碰撞之責任效果.....	127
第一目 因不可抗力或不明原因所致.....	127
第二目 因一方過失所致.....	127
第三目 因雙方過失所致.....	128
第三款 英國協會船體保險碰撞條款.....	129
第二項 實際船舶碰撞之責任.....	130
第一款 四分之一碰撞責任.....	130
第二款 超額碰撞責任.....	131
第三款 貨物之共同過失碰撞責任.....	132
第四款 其他相關責任.....	133
第五款 承保限制.....	134
第一目 船體保險之起賠額或自負額.....	134
第二目 雙方過失碰撞責任.....	134
第三項 非實際船舶碰撞之責任.....	135
第一款 其他船舶及其上貨物之責任.....	135
第二款 其他相關責任.....	136
第四項 碰撞固定物或漂浮物之責任.....	136
第一款 固定物或漂浮物之碰撞責任.....	137
第二款 其他責任.....	137
第三款 承保限制.....	137
第五節 關於污染之責任.....	139
第一項 污染損害賠償責任.....	140
第二項 防阻及清潔油污責任.....	142

第三項 油污染補償協定之責任.....	142
第四項 對救助人特別補償之責任.....	143
第一款 1989 年海難救助國際公約.....	144
第二款 勞依茲標準格式救助契約.....	145
第三款 防護及補償協會特別補償條款.....	145
第五項 遵守政府命令之責任.....	145
第六項 承保污染責任之限制.....	146
第一款 最高承保限額.....	146
第二款 1990 年美國油污染法.....	147
第三款 陸上引起之油污染.....	147
第六節 關於其他責任及費用.....	149
第一項 船舶拖帶之責任.....	149
第一款 船舶拖帶之意義與性質.....	149
第二款 船舶拖帶之法律關係.....	150
第三款 入會船舶為被拖帶船.....	151
第四款 入會船舶為拖帶船.....	152
第二項 移除殘骸之責任.....	152
第三項 共同海損分擔額.....	153
第一款 共同海損之意義與分擔原則.....	153
第二款 船舶之共同海損分攤額.....	155
第三款 貨物之共同海損分攤額.....	156
第四項 消毒或檢疫費用.....	157
第五項 罰金.....	158
第六項 法律費用與損害防阻費用.....	160
第七項 總括條款.....	161
第七節 除外不保事項與補償責任限制.....	163
第一項 約定除外不保事項.....	163
第一款 特殊作業危險.....	163
第二款 特別除外不保危險.....	165
第三款 不法運送.....	168
第四款 核子燃料之危險.....	168
第五款 戰爭危險.....	169
第六款 船體保險已承保之危險.....	169
第二項 法定除外不保事項.....	169
第三項 補償責任之限制.....	170
第一款 船舶所有人法定責任限制.....	170
第二款 自負額.....	171
第三款 最高補償限額.....	172

第六章 結論.....	175
參考文獻.....	181
附錄一.....	187
附錄二.....	227

